

外装・一括修繕・耐震補強改修・設備管理・保守・維持・行政への定期報告業務、建物診断等、コスト軽減に向けて幅広く、地方JAM・組合・関係各位の皆様のお手伝いをしています。

一定以上の条件の建物については定期報告業務が必要です。

特定行政庁より**特定建築物定期調査**や**建築設備定期検査**の案内通知が届いたら、弊社へお任せください

※調査や検査の報告対象物件は各特定行政庁により異なります。

★定期調査・定期検査の報告制度とは？

建築物の安全対策と維持管理を目的とした制度です。建築物は長期間の使用に伴い建物本体の劣化や、設置されている設備に性能低下がおこります。建築物の劣化状態や防災上の問題を早期に発見し、危険を未然に防ぐことが定期報告の目的です。

★もし適切な維持管理を怠ったら？

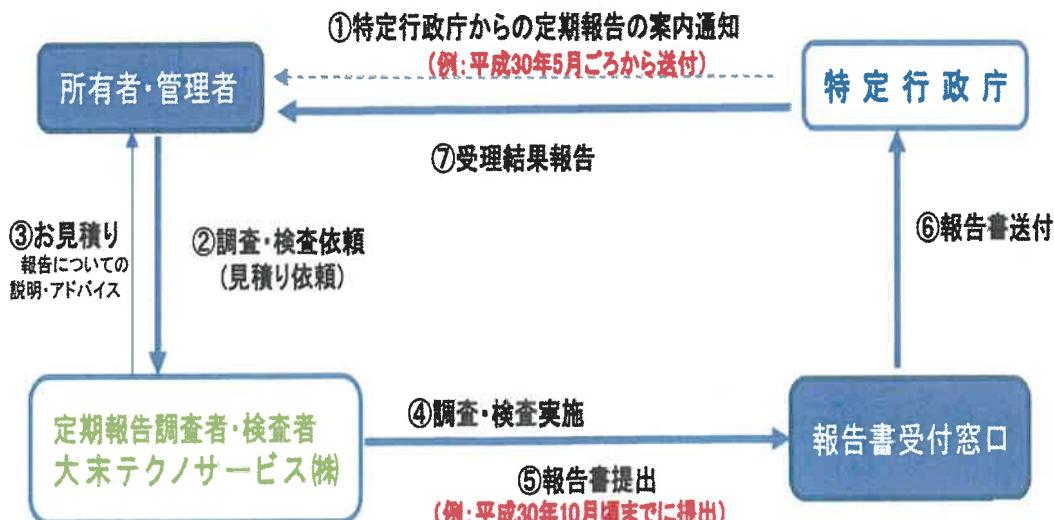
必要な時に必要な設備が作動しない、円滑に避難ができない、災害が拡大する、等により人命に危害を及ぼすことになります。定期報告により発見された問題を改善し、維持管理につなげていくことが所有者・管理者の責務です。

特定建物定期調査には下記のような種類があり、JAM T & Sがご紹介する安心できる専門家がリーズナブルな価格で検査いたします。

特定建築物の定期調査（3年に1回） (建築基準法第12条第1項)	調査資格者	1・2級建築士、特定建築物調査員
建築設備の定期検査（毎年） (建築基準法第12条第3項)	検査資格者	1・2級建築士、建築物設備検査員
防火設備の定期検査（毎年） (建築基準法第12条第3項)	検査資格者	1・2級建築士、防火設備検査員

報告対象物件には所有者へ案内通知が届きます。

(必ず報告義務が発生します)



※特定建築物定期調査や建築設備定期検査の流れ※

ステップ1 調査対象を確認する



役所から届く通知のご確認

特定建築定期調査・建築設備定期検査のご確認

ステップ2 お見積り依頼・お問い合わせ



JAM T & Sへご相談

お手持ちの情報書類の控え等や現地確認でお見積り

ステップ3 ご依頼・事前打合せ



事前お打ち合わせ

現場調査の日程調整、図面等関係書類のご用意

※必要書類については柔軟に対応致しますので全て揃っていないなくてもご相談下さい。

ステップ4 現地での本調査・本検査



JAM T & Sがご紹介する安心できる専門家が

調査・検査をいたします。

ステップ5 報告書作成・報告内容確認



報告書作成

特定行省庁へ報告書のご提出

ステップ6 受付済み報告書類の控えを返却→調査検査業務完了・

報告済証と報告書副本のご提出

コストダウンの事例

埼玉県A会館の場合、建築設備定期検査と特定建築物定期調査合計で

1,000,000円超のところ 459,540円にコストダウン！！(税込) 規模によります。

駐車場のメンテナンス・管理についても

JAM T & Sにお任せ下さい。

全国どこの物件でも対応致します。

まずはJAMトラベル&サポート株式会社 JAM T&S

℡ 03-3457-9932へご相談・ご連絡下さい。